

中世後期アンジュー公国におけるルネ・ダンジューの奉仕者集団 ～ボーヴォー家～ (1)

佐藤 猛

Les serviteurs sous René d'Anjou dans l'État angevin à la fin du Moyen Age : la famille de Beauvau (1)

SATO, Takeshi

Abstract

À la fin du Moyen Âge en France, l'État angevin a été d'une grande étendue. Il comprenait l'Anjou et le Maine en France du Nord, la Lorraine et le Bar en l'Est, la Provence et la Naples au bord de la Méditerranée sous le règne du duc René d'Anjou (1434-1480). Comment il a gouverné ses sujets qui disposaient de traditions politiques et culturelles fort différentes. Ses vastes territoires le forçaient à s'appuyer des « serviteurs » dans toutes les terres. Depuis une trentaine d'années, les historiens les définissent comme des hommes qui ont participé directement ou indirectement à l'exercice du prince. La famille de Beauvau est un des « serviteurs » puissants qui ont bien servi et travaillé pour René. À la fin du 14^e siècle, elle a été une petite noblesse dans le duché d'Anjou où elle a eu une terre patrimoniale. Mais son membre est devenu un des plus importants entourages au règne de René. Le seigneur de Beauvau Louis, avec son frère Jean, fut nommé à un des membres d'une commission pour réformer les coutumes d'Anjou le 6 octobre 1458. Ils ont rempli successivement un office de sénéchal d'Anjou et de Provence au milieu du 15^e siècle.

キーワード : アンジュー公国 ルネ・ダンジュー ボーヴォー家 アンジュー慣習法改正委員会 アンジュー・セネシャル

Key Words : L'État angevin, René d'Anjou, La famille de Beauvau, Une commission pour réformer les coutumes d'Anjou, Le sénéchal d'Anjou

目次

はじめに

I ボーヴォー族の台頭

II 本家とアンジュー・セネシャル職

〔1〕慣習法改正前

〔2〕アンジュー・セネシャル職の世襲 (以上本号)

〔3〕慣習法改正後

III 分家と筆頭顧問官ベルトラン・ド・ボーヴォー

〔1〕慣習法改正前

〔2〕筆頭顧問官へ

〔3〕慣習法改正後

おわりに

はじめに

中世後期のフランス王国を中心に展開したアンジュー公国は、ヴァロワ王家の親王領 (apanage) として出発しつつも、王国内外に所領を拡げた。その所領は仏北西部のアンジュー及びメヌを本領として、14世紀末以降は、これとは異質な歴史的・文化的背景をもつ地中海沿岸と独仏境界地域に拡がった⁽¹⁾。この広大で複合的な公国は、いかにして統治されたのであろうか。

当時のフランスの諸侯国 (principautés territoriales) は⁽²⁾、王国外にも広がった所領と統治機関を念頭に、「国家」(État) と呼ばれることがある⁽³⁾。しかし、制度発展やその王権との関係を中心にその「国家」としての側面を強調すれば、いずれの諸侯国も法慣習、言語、歴史

(1) 歴代公の領地集積の過程については、A. Girardot, « René d'Anjou : une vie », dans J.-M. Matz et É. Verry [s. la dir. de], *Le roi René dans tous ses États (1409/1480)*, Paris, 2009, p. 15-51 参照。

(2) 本稿では、アンジュー家領全体を指す場合は「アンジュー公国」、家門を限定せず諸侯の家領全体を指す場合は「諸侯国」という用語を用いる。「諸侯国家」、「領邦」、「諸侯領」等の用語を避ける理由については、拙稿「一五世紀中葉ルネ・ダンジューの慣習法改正命令」『秋大史学』第64号、2018年(=「ルネ・ダンジュー」)、17頁、註(1)参照。

(3) 「諸侯国家」概念の研究史と問題点については、拙著『百年戦争期フランス国制史研究—王権・諸侯国・高等法院』北海道大学出版会、2012年、8～15頁。

的伝統の異なるさまざまな所領の集合体にすぎなかったことを見落としてしまうだろう。アンジュー公国においては、アンジュー公への帰属という一点のみが西欧各地に広がる所領の共通要素であった⁽⁴⁾。常にどこかで君主不在が生じるなか、すべての領地を統括する統治機関が創設されたのは、一五世紀後半のごく一時期にすぎなかった⁽⁵⁾。

こうした状況を視野に入れながら、諸侯国統治のあり方を解明する一つの論点として、王国史と同様、諸侯の「奉仕者」(serviteur)という論点が重視されている。「奉仕者」とは官職保有者に限らず、君主の権力行使に直接的・間接的に関与する人々を指す研究上の概念である⁽⁶⁾。2009年、ルネ・ダンジュー(1世、在位1434～1480)の生誕600周年記念論文集は、ルネ治下の「諸権力と統治」を考察する論点の一つとして、奉仕者のネットワークを打ち出している⁽⁷⁾。その出自、身分、職歴はいかなるものであり、アンジュー公国のある一地域に本拠地をもつかれらば、アンジュー公への奉仕を遂行するなかで、出身地以外、特にフランス王国の土地、人々、制度とどのような関わりをもったのだろうか。この問題は、アンジュー公国の一体性やそのフランス王国下での位置付けを解明する上で避けて通ることはできない。

そこで本稿では、1450～60年代、アンジュー慣習法の改正を指揮した人々を対象として、「奉仕者」というフィルターを通して公国統治の特質を考察する。

1454年4月、王国全土の慣習法編纂を命じたモンティ

＝レ＝トゥール王令の影響下、公国本領のアンジュー公領では、15世紀初頭に編纂されていた慣習法テキストの見直しが始まった⁽⁸⁾。アンジュー公ルネは当時、アラゴンからのナポリ奪還のため、地中海周辺において活動しながらも、1458年10月6日エクサン＝プロヴァンスより、慣習法の改正業務を指揮遂行するための「委員会」の設置を命じた⁽⁹⁾。その業務は、ルネの期待通りには進まなかったものの、1463年1月、アンジュー城において「改正アンジュー慣習法」が公布された⁽¹⁰⁾。

諸侯の地方統治の根幹に関わる慣習法の改正は、1453年の百年戦争終結から1461年の新王即位という王国全体の転換のなかで行われている。この時期に、なゼルネは在仏所領を留守にしたのかという大きな問題も念頭におきながら、慣習法の改正がどのような人間たちによって担われたのかを明らかにする。本稿では紙幅の制約のため、慣習法改正委員のうち、貴族メンバーであるボーヴォー(Beauvau⁽¹¹⁾)家の人々を取り上げることとする。

1998年の国際研究集会「中世末期のアンジュー領域における貴族」において、ロラン・ビデはボーヴォー族の社会的上昇の背景とプロセスを考察した⁽¹²⁾。ビデによれば、ボーヴォー家は14世紀末の時点では、アンジュー公領の中心地であるアンジュー北方の中小貴族にすぎなかった。しかし、貴族層全体にとって、政治的にも経済的にも困難な中世後期という時代にあって、一族はアンジュー公家の権勢と統治機関を媒介として台頭し、その過程において土地、官職、富を集積した。

(4) ヴァロワ王家の分家であるアンジュー公家当主の正式タイトルは、自身及びフランス王の証書等において次のように表示された。1384年、第二代の公ルイ2世がシチリア王国を継承して以来、位の高い順番で先頭に「シチリア王」、次に「アンジュー公」の後、「プロヴァンス伯」「メヌ伯」という順番で記された。また、年代記等で省略形が用いられる場合、「シチリア王」とのみ記された。本稿では、アンジュー公領がフランス王国のなかで占めた位置付けを問うていくため、「アンジュー公」のタイトルで統一する。

(5) アンジュー公国においては財政の分野でその試みがみられた。J. Favier, *Le roi René*, Paris, 2008, p. 487-493.

(6) 中世後期フランスを念頭に、奉仕対象である「国家」「国王」「王朝」の概念を含めて、「*serviteur*」(service)や「*officier*」(office)の概念の有効性については次の諸研究を参照。Ph. Contamine, « Le Moyen Âge occidental a-t-il connu des « serviteurs de l'État » ? », dans SHMESP, *Les serviteurs de l'État au Moyen Âge*, Paris, 1999, p. 9-20; O. Mattéoni, *Servir le prince: Les officiers des ducs de Bourbon à la fin du Moyen Âge (1356-1523)*, Paris, 1998, p. 11-15.

(7) L. Bourquin, « Introduction », dans J.-M. Matz et N.-Y. Tonnerre (s. la dir. de), *René d'Anjou (1409-1480): Pouvoirs et gouvernement*, Rennes, 2009, p. 7-12.

(8) 以下、中世後期におけるアンジュー慣習法の編纂及び改正の歴史については、拙稿「ルネ・ダンジュー」、1～27頁。

(9) 「委員会」(commission)という名称は、その設置状の控えを伝える「アンジュー会計院記録集」において付けられた書状タイトルによる。Archives nationales (=AN.), P 1334^r, f° 13 v° : « commission pour resformer les coutumes du pays d'Anjou ». 設置状テキストは以下に刊行 : A. Lecoy de la Marche, *Le roi René. Sa vie, son administration, ses travaux artistiques et littéraires : d'après les documents inédits des archives de France et d'Italie*, 2 vols, Paris, 1875, t. 2, p. 286-287 ; C.-J. Beautemps-Baupré, *Coutumes et institutions de l'Anjou & du Maine antérieures au XVI^e siècle, Textes et documents avec notes et dissertations*. Première parties : Coutumes et styles, 4 vols, Paris-Angers (=BB 1), 1877-1883, t. 3, p. 156-158.

(10) 公布に至る経過については、前掲拙稿とともに、近年の概観として J.-M. Matz, « Le duc en son apanage », dans Matz et Verry [s. la dir. de], *Le roi René...*, p. 53-73, spécialement p. 59.

(11) Beauvau : 現メヌ＝エ＝ロワール県アンジュー郡のコミュン。C. Port, *Dictionnaire historique, géographique et biographique de Maine-et-Loire*, 3 vols, Angers, 1974 (premièrement en 1874), t. 1, p. 271.

(12) L. Bidet, « La noblesse et les princes d'Anjou : La famille de Beauvau », dans N. Coulet et J.-M. Matz [réunis par], *La noblesse dans les territoires angevins à la fin du Moyen Âge* (Actes du colloque international organisé par l'Université d'Angers, Angers-Saumur, 2-3 juin 1998, École française de Rome), Paris, 2000 (= « La famille de Beauvau »), p. 471-497.

さらに近年、イザベル・マティユは中世後期のアンジュー公領に関して、アンジュー・セネシャル、通常裁判官、アンジェ司教を三大主要官職として、担い手のキャリアやその相互関係を考察するなかで、ボーヴォー一族の活動を取り上げた⁽¹³⁾。王国とは違って、少ない人数で司法から軍事までの業務を担当しなければならない親王領においては、官職の兼任が多く、一人一人の人間が担う業務は多岐にわたった。各人の守備範囲は、いわば“ミルフィーユ”のように重なりあっていた。

以下では、これらの研究に依りつつも⁽¹⁴⁾、一族のアンジュー公への奉仕の内容とともに、かれらのフランス王国統治との関わりについても検討することとする。なぜなら、アンジュー公国の動向がフランス王国や王権と密接に関わり合っていたことを考えるならば、王国レヴェルでの奉仕者の動きにも光を当てねばならないと考えるためである。これらの問題について、ルネの公国統治の現場で生み出された証書及び記録類を分析しながら、明らかにする。

1 ボーヴォー一族の台頭

1458年10月6日付、アンジュー慣習法改正委員会の設置状は委員会メンバーに宛てて発せられている。それは、「余のいとも親愛なる忠実な顧問官と侍従」という人数不定の高官たちの後、アンジュー・セネシャル、アンジェ会計院の者たち、アンジュー通常裁判官等、定員固定の官職名と個人名をあげるかたちで記されている⁽¹⁵⁾。

以下、そのメンバーを身分及び保有官職の観点から、二つのグループに分けて考察を始めることとしたい。一

方は地元貴族家門のボーヴォー家の人々、他方は公領司法業務を司る通常裁判官（*judge ordinaire*）を中心とする平民身分の者たちである⁽¹⁶⁾。このうち、本課題であるボーヴォー一族を示すと次の4名となる。

ルネ・ダンジューの「侍従」長で本家長男のルイ・ド・ボーヴォー。その弟で平の「侍従」、当時「アンジュー・セネシャル」に任命されたばかりのロシェット卿ジャン・ド・ボーヴォー。分家からは、かれらの叔父で平の「侍従」であったプレシニー卿ベルトラン⁽¹⁷⁾。最後に、委員会設置状に官職名は記されていないが、「顧問官」には、公領における最高位の聖職者であるアンジェ司教が含まれていた。当時このポストにあったのはベルトランの次男ジャンである⁽¹⁸⁾。以上、本家2名、分家2名という構成である（各生没年、在位年、所領等については後述）。

これに対して、委員会に占める平民身分の人数にも注目するならば、アンジェ会計院7名（長官1名、会計官6名）に後日検討予定の通常裁判官1名と個人名を記された法実務家5名をくわえると、計13名となる⁽¹⁹⁾。ボーヴォー一族の3倍強の人数である。こうした人数の比率や保有官職を踏まえつつ、慣習法改正に限っていうならば、貴族身分に属するボーヴォー一族は、委員会においてルネと法実務家のあいだを仲介したり、法実務家の業務を権威付けたりする名誉的な存在だったと考えることができる。この理解が妥当かどうかとも考えながら、まずは先行研究に依りつつ、ボーヴォー一族がアンジュー公の側近へと進出するに至った過程を検討することで、一族の活動の背景を明らかにしておく。

1356年、国王ジャン2世（在位1350～1364）の名の下で、アンジュー伯領（同60年に公領に昇格）とメー

(13) I. Mathieu, « Des hommes au service des princes. Les grands officiers en Anjou et dans le Maine à la fin du Moyen Âge » dans *Les grands officiers dans les territoires angevins - I grandi ufficiali nei territori angioini* (Riccardo Rao), en ligne, Roma : Publication de l'École française de Rome, 2016 (généré le 16 juin 2017), p. 1-33.

(14) ビデ及びマティユの研究は、A. ルコワ・ド・ラ・マルシュによるルネの伝記研究（1875）とCh. ボタン＝ボブレの法制史研究（1893）が明らかにした一族の諸活動を参照しており、本稿もこれらの研究に負うところが大きい。ただし、19世紀後半公刊のこれらの研究は、一族の活動を公領内外の政治情勢やフランスの国制発展のなかに位置付けるものではない。Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 1 ; Ch.-J. Beauteemps-Baupré, *Coutumes et institutions de l'Anjou & du Maine antérieures au XVI^e siècle*. Seconde partie : Recherche sur les juridictions de l'Anjou & du Maine pendant la période féodale, 4 vols (=BB 2), tome. 1-3, Paris, 1893, t. 2.

(15) Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 2, p. 286 : « ... à noz très chier et féaulx conseillers et chambellan[s], les senneschal de nostre pays d'Anjou, gens de nostre Chambre des comptes estans à Angers, juge ordinaire de nostredit pais d'Anjou, maistre Hugues Péan, Lucas Lefèvre, Pierre Hocquedé, Jehan Depinée et Jehan Binet, ..., salut et dilection. ». 以下、史料原文引用中の[]内は筆者による補足である。

(16) 任命時におけるメンバーの肩書や官職の概要については、拙稿「ルネ・ダンジュー」、11～12頁。

(17) ルコワ・ド・ラ・マルシュとボタン＝ボブレの刊本では、「侍従」« chambellan »を単数形で書き起こしている。だが、刊本の元となったアンジェ会計院記録集（マイクロフィルム版）に記された書状控えをみると、「chambellan」の語は頁の綴じ目に位置しており、語尾が判然としない（AN., P 1334^r, f° 13^v）。ここでは、本官職が人数不定であることを鑑みて複数形の可能性も念頭におき、この時代の該当する人物をあげている。

(18) 14世紀以降の歴代アンジェ司教のプロソポグラフィについては、Mathieu, « Des hommes... », p. 8.

(19) 実務家委員は以下の通りである。アンジェ会計院長官ギョーム・ゴクラン（第二代目長官）、同会計官6名、通常裁判官ジャン・ブルレ、（以下、肩書なし）ユーク・ペアン、リュカ・ルフェーヴル、ピエール・オデク、ジャン・ドゥピネ、ジャン・ピネル（以上、註（15）に史料引用）。このうち、ジャン・ピネルはジャン・ブルレの後任として通常裁判官を務めた。

ヌ伯領が次男ルイの親王領に設定された。アンジュー伯ルイ1世（在位1356～、1360～公、～1384）は、パリから離れた見知らぬ地をいかにして統治したのだろうか。親王領を授与されたばかりのルイにとっては、同じく親王領を託された弟たちと同様に、二つの人間集団の補佐が必要だった。一つはパリの国王役人⁽²⁰⁾、もう一つは地元の有力貴族である。

そうした地元貴族として、アンジュー公領北部に本拠地をもつ名門クラン家 Craon は⁽²¹⁾、カペー期以来、アンジュー伯家に仕え、ルイ1世の下では後述するアンジュー・セネシャル職を世襲した⁽²²⁾。一世紀後のルネ治世においては、ティヨン家 Tillon、メイエ家 Maillé、ラジャイユ家 La Jaille、ルネの二人目の妻の出身家門であるラヴァル家 Laval 等が側近として仕えた⁽²³⁾。

これに対して、アンジュー親王領創設時のボーヴォー家は、アンジェ北方30kmほどに所領をもつ中小貴族に過ぎなかった。そのアンジュー公周辺での活動が史料に現れるのは、14世紀後半以降である。それは、ルイ1世のナポリ遠征に関連する史料においてであった⁽²⁴⁾。

1377年2月、ルイ1世の厩舎付近習（écuyer d'écurie）の一人として、ジャン1世・ド・ボーヴォー（生年不明～1391死去）なる人物に対する給与の受領証が残されている。ジャンの職務と活動範囲は次代ルイ2世（在位1384～1417）治世において拡大した⁽²⁵⁾。1385年7月、ジャンはルイ2世のナポリ遠征において南イタリアのターラント隊長（capitaine de Tarente）を務め、現地での軍隊召集や防衛の責任者となった。同88年には、ガレー船の装備に際して、資金調達に苦しむルイ2世のために費用の一部を立て替え、戦闘に参加した⁽²⁶⁾。

この頃、アンジュー公の尚書局長を務めたジャン・ル・フェーヴル（在任1381～1390、同時にシャルトル司教）の日記は⁽²⁷⁾、ジャンがアヴィニヨン教皇やサヴォワ伯等との交渉役を担ったことを伝えている⁽²⁸⁾。これに関

して、当時のアンジュー公がフランス国王宮廷において求められていた役割を思い出すならば⁽²⁹⁾、ジャンは、王家のシスマ政策の一翼として展開したアンジュー公のイタリア政策を支える実働部隊であったと考えられる。

一方、ジャンは地元アンジュー公領ではどのような地位を有したのか。ジャンはそこで、ルイ2世がイタリア遠征で不在のなか、公領統治を代行した公母マリ・ド・ブロワ（生年不明～1360結婚～1404）及び公妃ヨランダ・ダラゴン（1380生～1400結婚～1442〔享年62〕⁽³⁰⁾）の信頼をえていた。ジャンはこれを梃子として、自らの親族をアンジュー公周辺へと送り込んだことが、ビデの研究によって明らかにされている⁽³¹⁾。弟ジャメはブルターニュ及びピカルデー遠征への参加が確認されており、従兄弟マセは1398年ジャンを継いでターラント隊長を務めた。1391年におけるジャンの死去直前には、ジャンに代わってマセがボーヴォー一族を代表するようになっていた。特に1410年以降、マセはルイ2世と公妃ヨランダの顧問官に任命されるとともに、アンジュー公領防衛を任とするアンジェ城隊長（capitaine）を務めた（1421年死去）⁽³²⁾。

このようなジャン及びマセの活動を背景として、1420年代頃よりかれらを引き継ぐかたちで、ジャンの息子たちがアンジュー公家への奉仕を開始した。そこで、一族の権勢が開花することとなる。ジャンは、アンジュー公ルイ1世を通じて結婚したティニエ家ジャンヌとのあいだに、3名の男子をえた（【本家系図】参照）。具体的なキャリアが判明しているのは、長男ピエールと次男ベルトランである。両者は以後、それぞれボーヴォー本家と分家プレシニー系を形成していく。

アンジュー慣習法改正との関連を述べるならば、ピエールの二人の息子とベルトランが改正委員に名を連ねた。かれらはそこにいたるまで、歴代公の下でどのような役割を果たしていたのであろうか。その考察は次節以

(20) BB 2-2, p. 58-61.

(21) Craon : 現マイエンヌ県シャトー・ゴンティエ郡のコミューン。

(22) J.-M. Matz, « Politique et géopolitique en Anjou au XIII^e siècle », dans É. Vacquet [s. la dir.], *Saint Louis et l'Anjou*, Rennes, 2014, p. 24-38, spécialement p. 31.

(23) Matz, « Le duc en son apanage », p. 57.

(24) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 471 ; Matz, « Le duc en son apanage... », p. 61 et 65.

(25) ジャンの活動については Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 472-475.

(26) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 472.

(27) ジャン・ル・フェーヴルの経歴については, Mathieu, « Des hommes... », p. 16.

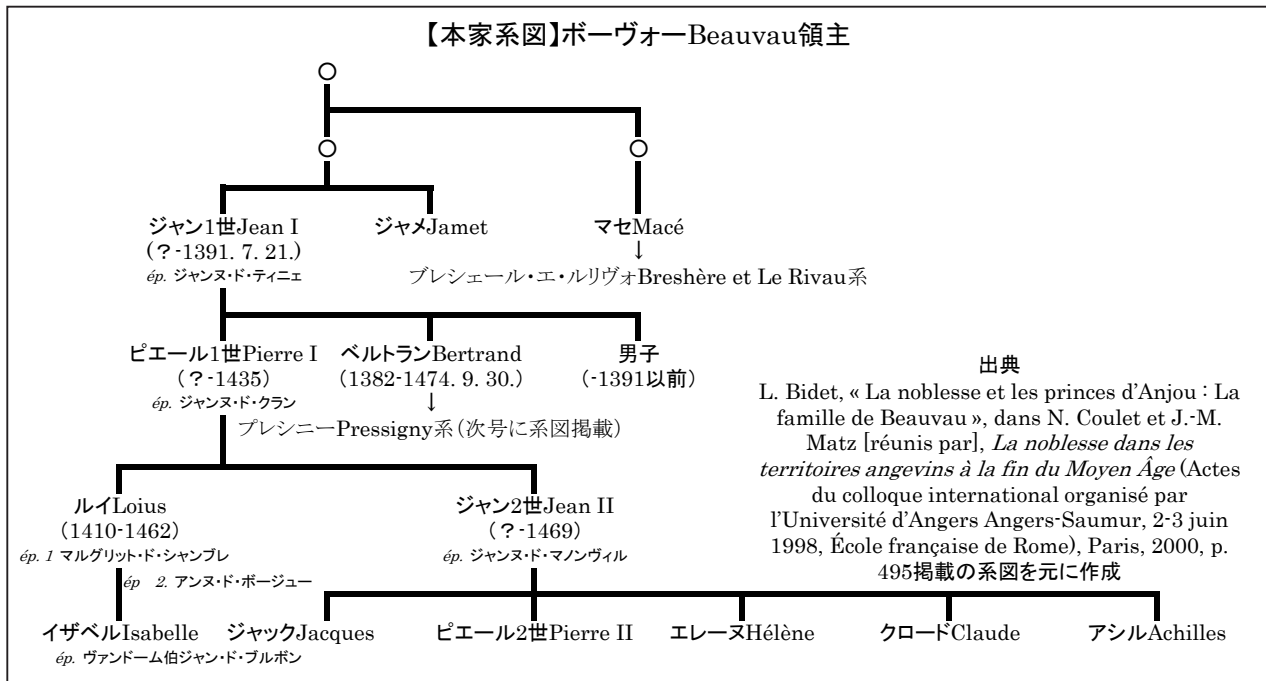
(28) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 472.

(29) 筆者はかつて、国王シャルル6世治下、国王顧問会における諸侯指導体制の形成過程を明らかにするなかで、アンジュー公ルイ1世のイタリア行きの背景には、年代記等が強調する金銭欲等よりも、王家のシスマ政策との関わりがあったことを指摘した。拙著『百年戦争期フランス国制史研究』, 183-184, 191頁。

(30) アンジュー公領第二の都市ソーミュールにおいて死去（Girardot, « René d'Anjou... », p. 31）。

(31) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 471-472.

(32) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 473.



降として、ここでは最後に、厩舎の一兵士に過ぎなかったボーヴォー家がなぜ14世紀末以降、アンジュー公の周辺で活動する家門にまで成長することができたのかをみておく。二点に絞って考察する。

第一には、14世紀末、ジャン1世・ド・ボーヴォーのイタリアでの成功が一族台頭のきっかけとなった。ピデは、成功の要因としてジャンの財力をあげている。すでに述べたように、ジャンはルイ2世のナポリ遠征費用の一部を立て替えている。費用は5,500フロリンほどであったと推測されている⁽³³⁾。ルイ2世は債務償還にあたり、ジャンに数々の定期金や城主領を授与した。これにより、ジャン及びその死後は長男ピエールが所領拡大を実現した⁽³⁴⁾。

では当時、城主でもなく高級裁判権も保持していなかったジャンに、なぜアンジュー公のイタリア遠征を支えるほどの財力があつたのだろうか。ピデは、有力貴族家門出身の妻ジャンヌの持参金に注目するが、詳細は不明である⁽³⁵⁾。

第二には、ボーヴォー一族を登用、そして重用したアンジュー公側の事情も考えねばならない。では、14世

紀末頃のアンジュー公はイタリア政策の他に、家門としてどのような課題を抱えていたのだろうか。そう考えた時、まず浮かぶのがこの頃よりフランス王国、特にパリにおいてアルマニャック(オルレアン)派とブルゴーニュ派の抗争が続いていたことである⁽³⁶⁾。オルレアン公とブルゴーニュ公のみならず、各地の諸侯は官職や定期金の分配を中心として、パリの政局と統治機関に多かれ少なかれ利害と権益を有した⁽³⁷⁾。しかし、諸侯はその権力及び財力の基盤である諸侯国を長く留守にするわけにもいかなかった。そこで、パリと王権周辺において家門の権益と利益を守り、これを最大化するための忠臣の存在が重要性を増していたのである。

この頃、アンジュー公位にあったのは第二代目のルイ2世である。ルイは1384年の即位以来、シチリア王位を有し、当時国王顧問会を構成したフランス王族のなかでは、ナヴァール王とともに最上位のタイトルをもつ存在であった。このなかで、ルイはシャルル6世(在位1380～1422)の精神疾患、ルイ・ドルレアン殺害(1407)、王太子の若年という「国王」の実質的不在といえるパリの政局において、王国の政策決定手続に関する王令作成

(33) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 474-475.

(34) Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 1, p. 135-136.

(35) Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 474-475.

(36) 1380年代以降のパリにおける諸侯の活動全般については、拙著『百年戦争期フランス国制史研究』, 183-186, 190-196, 202-204頁。

(37) パリの政局に対する諸侯の影響力行使については数多くの研究がある。パリ高等法院とバイイ・セネシャルの人事については、A. Demerger, « L'Apport de la prosopographie à l'étude des mécanismes des pouvoirs (XIII^e-XV^e siècles) », dans F. Autrand [s. la. dir. de], *Prosopographie et Genèse de l'État moderne*, Paris, 1986, p. 289-301. 諸侯側からの考察として、ブルボン公ルイ2世の王国人事をめぐる活動を扱った上田耕造『ブルボン公とフランス国王—中世後期フランスにおける諸侯と王権』晃洋書房, 2014年, 第1部第1章「シャルル6世治世のブルボン公ルイ2世」(初出2005年), 25-42頁。

にも携わった。その一例として、ルイは1409年12月31日付の王令において、「シチリア王」として、王太子が王妃を頼ることができない場合に助言を求めるべき、王族及び高官の筆頭に名を連ねた⁽³⁸⁾。このような時期、アンジュー公によって重用されて、王権周辺に送られた地元貴族がボーヴォー一族であったのである⁽³⁹⁾。

こうしたボーヴォー一族の重用は、ルイ2世とともに妃ヨランド・ダラゴンによっても進められた。なぜなら、歴代アンジュー公がイタリア遠征のためアンジューを留守にしがちだったこの時代、公家と王権とのつながりを守り続けたのは、このヨランドだったからである。彼女は1413年、娘マリーと後に王太子そして王となる当時ポンティユ伯のシャルル（王としてはシャルル7世、在位1422～1461）との婚約を成立させ、その義母として幼少のシャルルをアンジューで養育した⁽⁴⁰⁾。このため、1418年6月アルマニャック派のパリ追放後、ロワール川以南に避難した王太子シャルルの宮廷において、ヨランドはこれを支える権臣の一人となった⁽⁴¹⁾。

シャルルが王となってパリに帰還した1430年代後半の国王顧問会においては、イタリア遠征中のルネに代わりヨランド、ルネの弟メヌ伯シャルル（在位1434～1472）、ピエール・ド・ブレゼ、ボーヴォー一族等、アンジュー派と呼ばれる集団が形成された⁽⁴²⁾。

このように、ボーヴォー一族台頭の要因として、アンジュー公家だけでなく王家との関係も重要な役割を果たしていた。この奉仕者による王家とのつながりが、アンジュー公国のあり方をも規定したと考えられる。以下、かれらの活動内容をジャン1世・ド・ボーヴォーを起点として本家・分家の順で、アンジュー公領の外側にも目を向けながら検討することとする。

II 本家とアンジュー・セネシャル職

1458年設置のアンジュー慣習法改正委員会には、ボーヴォー本家から2名の人物が名を連ねた。両名はともに、一族の権勢拡大の起点となったジャン1世・ド・ボー

ヴォーの孫にあたり、その長男ピエール（生年不明～1435死去）の二人の息子である。兄ルイ・ド・ボーヴォー（1410生～1462死去）は、当時ルネの侍従長だった。弟ジャン・ド・ボーヴォー（生年不明～1469死去）は、当時アンジュー・セネシャルという公領統治の中樞を担う官職に就いていた。

本節では、ルイ・ジャン兄弟の公領及び王国の統治機関での活動について、慣習法改正が行われた1450年代後半～1460年代前半を区切りとして検討する。冒頭で述べた王国の政治情勢の変化は、かれらの地位や職務にいかなる影響を及ぼしたのか。以下、続柄表記はルイ・ジャン兄弟からみた続柄を記す（前掲【本家系図】）。

〔1〕慣習法改正前

兄弟の活動の地盤が、祖父ジャン1世及び父ピエールの時代から引き継がれたものであることはいうまでもない。アンジュー公ルイ2世に対するジャンの債権が、定期金と領地のかたちで償還された結果、ボーヴォー家はアンジュー地方を超えて、トゥレーヌ地方やポワトゥ地方にも城主支配圏を獲得した⁽⁴³⁾。1435年これらの所領はピエールの長男ルイ・ド・ボーヴォーに相続された。では、ルイはこの前年にアンジュー公に即位したばかりのルネと、どのような君臣及び奉仕の関係を形成したのだろうか。また、アンジュー公家とボーヴォー家双方における世代交代は、両者の関係に何らかの変化をもたらしたのだろうか。

1434年、アンジュー公位（シチリア王位、プロヴァンス伯位等とともに）の継承時のルネは、同31年のロレーヌ継承戦争での敗北以来、ブルゴーニュ公フィリップ善良（在位1419～1467）の下で捕囚生活を送っていた。アラス条約締結後の1437年2月、リル条約によって、ルネは40,000エキュの身代金と引き換えに釈放されることとなった⁽⁴⁴⁾。この時、ルネはプロヴァンス伯領の顧問会に対して、伯領における領地や塩税の徴税権を売却または質入することで、身代金を集めるよう命じた⁽⁴⁵⁾。

(38) 本王令は、拙著『百年戦争期フランス国制史研究』、211頁において分析されている。

(39) その活動については、Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 477-478 に記された概略も参照。

(40) ヨランドによる婚姻政策の展開と幼少期のシャルルの養育については、Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 1, p. 29-32.

(41) ヨランドの支持を含めて、パリ追放後の王太子政権の権力基盤については、G. Minois, *La guerre de cent ans. Naissance de deux nations*, Paris, 2008, p. 333-336.

(42) ヨランドの王太子宮廷での動向については、Ph. Contamine, *Charles VII. Une vie, une politique*, Paris, 2017, p. 89-113.

(43) トゥレーヌ: Champigny-sur-veude (現アンドル＝エ＝ロワール県シノン郡のコミューン)、La Rajace (現在の名称不明、位置は現アンドル＝エ＝ロワール県シノン郡のリグレ・コムユーン)、Champigné (現メヌ＝エ＝ロワール県セグレ郡のコミューン)。ポワトゥ: La Roche-sur-Yon (現ヴァンデ県の県庁所在地)。所領拡大については、Bidet, « La famille de Beauvau... », p. 492-493の地図とp. 494の地名一覧。

(44) フィリップは、国王シャルル7世（ルネの義弟）とのアラス条約交渉において、当時26歳のルネの身柄を取引材料として利用した。リル条約とそこに至るフィリップ善良公の思惑については、Girardot, « René d'Anjou... », p. 29.

(45) Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 150-151.

これを受けて、ボーヴォー本家の当主となったばかりのルイ・ド・ボーヴォーは、1438年に地中海に面したイエール島⁽⁴⁶⁾周辺を7,400ドゥカートで購入した⁽⁴⁷⁾。ルイは主君釈放への協力というレーン制上の義務を、金銭提供によって果たしたのである。

祖父ジャンのアンジュー公奉仕は、主にナポリ王国における軍役を中心に展開した。これに対して、アンジュー公家とボーヴォー家双方の世代交代を経ると、父ピエール及びルイーザン兄弟の活動拠点は公国本領のアンジューへと向かい、内容的には行財政業務の比重を増した。以下、それらの具体的展開を考察していこう。

父ピエールは、アンジュー公ルイ3世の下、1418年以降アンジェ城隊長と平行して⁽⁴⁸⁾、その筆頭顧問官(principal conseiller)に任命されている⁽⁴⁹⁾。1429年には同公の遺言執行人にも指名された⁽⁵⁰⁾。ピエールの死後、長男ルイはアンジュー・セネシャルという公領行政の中樞を担った他、さまざまな職務を行ったことが知られている。その活動はアンジュー公領の外側においても展開した。1442～1443年、ルイはルネの仏東部所領ロレーヌ公領の総督(gouverneur)に任じられる。そこでは、ロレーヌ継承戦争以来、ルネに対するヴォデモン家からの領地・金銭要求やメッツ司教とフランス王国役人の紛争に対処する等⁽⁵¹⁾、主に地域レベルの紛争処理に携わった。くわえて1443年、英仏和平交渉に水を差したといわれるサマセット公のアンジュー・メヌ侵攻の際、ルイはアランソン公下で戦闘に参加した⁽⁵²⁾。

後述するように、この時期ルネがフランスの親王領統治に集中的に携わったことが⁽⁵³⁾、ボーヴォー家当主をフランス王国の東西へと奔走させたと考えられる。

とはいえ、ルイ及びその後は弟ジャンが担った最も重要で、恒常的になされたアンジュー公奉仕は、アンジュー・セネシャル(sénéchal d'Anjou)としての活動であった。ルイは父ピエールの死後⁽⁵⁴⁾、1436年、25歳頃にセネシャルに就任し、一度解任された後の1441年

5月20日、再任用された⁽⁵⁵⁾。1458年4月14日には、弟ジャンがプロヴァンス滞在中のルネの開封書状によって、ルイの職務を継承した。ジャン就任から約半年後の同年10月8日、ルネは同じくプロヴァンスからアンジュー慣習法の改正委員会の設置を命じることとなる。

それでは、ボーヴォー本家によって世襲されたアンジュー・セネシャルとは、どのような官職だったのか。この問いは、慣習法改正委員会において、当時セネシャルだった弟のジャン・ド・ボーヴォーがどのような位置を占めたかの考察の前提ともなる。

〔2〕アンジュー・セネシャル職の世襲

1204年、英(プランタジネット)王領だったアンジュー伯領とメヌ伯領がフランス王領に編入された。1225年6月、同地が国王ルイ9世(聖王、在位1223-1270)の弟シャルルの親王領に設定された時、英領時代は伯の宮廷役人であったセネシャルという官職が、シャルルの現地代官として継承された⁽⁵⁶⁾。

その後、アンジュー・セネシャルは国王パイイとの競争、1328年フランス王領への再編入、1356年ヴァロワ王家による親王領の再創設等を経て⁽⁵⁷⁾、アンジュー公領の中央行政の筆頭官職となった。特に、公の不在時にはその総代官としての権能を有した。1380年代以降、プロヴァンスとナポリの継承に伴って、歴代公がアンジューを不在にすることが多くなったという事実を踏まえるならば、アンジュー行政の長たるセネシャルの人事と活動がいかに重要だったかは想像にかたくない。以下、15世紀中葉を念頭にその権能を明らかにしたうえで、当職のボーヴォー一族への授与状況とその意義を検討する。

アンジュー・セネシャルのもつ広範な権力は13世紀以来、レーン(封土)として観念された⁽⁵⁸⁾。主従関係におけるように、官職保持者は就任とともにアンジュー伯(公)へのオマージュを義務付けられ、官職は時に地元の有力貴族家門によって世襲された。13世紀から14

(46) Hyères : 現ヴァール県ツーロン郡のコミューン。

(47) Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 151.

(48) Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 2, p. 526-527.

(49) C. Port, *Dictionnaire...*, t. 1, p. 274.

(50) C. Port, *Dictionnaire...*, t. 1, p. 274.

(51) Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 238-240, spécialement p. 239, note 1 ; Girardot, « René d'Anjou... », p. 49.

(52) A. Logeais, « Jean II, duc d'Alençon, seigneur de Pouancé, Château-gontier et La Flèche », *Revue de l'Anjou et du Maine-et-Loire*, Angers, t. 2, 1853, p. 368-380, spécialement p. 374.

(53) 掲載予定の次号 III-〔2〕。

(54) 確かな史料の根拠はないものの、両名の父ピエールもアンジュー・セネシャル職を保持していたと考えられている(Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 501-502)。

(55) C. Port, *Dictionnaire...*, t. 1, p. 274.

(56) 以下、13世紀以降のアンジュー・セネシャルの権能全般に関しては、BB 2, t. 1, p. 168-213 参照。

(57) このうち、13世紀末までに関しては、Matz, « Politique et géopolitique... », p. 31-32, 37.

(58) 前註のマッツ論文と、15世紀については Mathieu, « Des hommes... », p. 23-29 を参照。

世紀中葉まではクラン家⁽⁵⁹⁾、15世紀中葉はここで取り上げるボーヴォー本家⁽⁶⁰⁾、同世紀後半はこの頃にルネとのロレーヌ継承問題に終止符を打ち、姻戚関係をもったロレーヌのヴォデモン伯家等である⁽⁶¹⁾。

アンジュー・セネシャルの権力は公の総代官として司法、軍事、行政の全般に及んだ。本課題との関連で具体的な活動をあげるならば、セネシャルは公領司法行政の長として、慣習法改正委員会の長であったことを指摘しておかねばならない⁽⁶²⁾。また、アンジュー公の受任裁判権という点に注目するならば、アンジュー公領及びメヌ伯領において公の裁判権を代行した巡回裁判集会(assises)の主宰は、セネシャルの重要職務の一つであった。集会は年四回、アンジェ、ソーミュール、ボジェ、ルマンの四都市を巡回し、各都市にはセネシャル代行官が置かれた⁽⁶³⁾。

ただし、14世紀中葉、ヴァロワ家アンジュー伯家(1360～公)の創設に伴い、セネシャルを補佐する司法官職として、本稿でもたびたび言及している通常裁判官(juge ordinaire)が設置された⁽⁶⁴⁾。その後、通常裁判官に法学修得者が就任するようになると、セネシャルの権能から裁判権が専門分化した。結果、15世紀以降、巡回裁判集会の訴訟要録及び判決は通常裁判官の名の下に作成されるようになる⁽⁶⁵⁾。以後、セネシャルと通常裁判官は、

慣習法改正や顧問会の討議等、司法行政に関しては協力関係を期待される一方で、個々の紛争や裁判管轄をめぐってはしばしば競合関係に立った。

このようなアンジュー・セネシャルへのボーヴォー本家メンバーの就任の意義を考える一史料として、弟ジャンへの任命状の控えがアンジェ会計院記録集のなかに伝来する⁽⁶⁶⁾。任命状原本は、1458年4月14日の日付で、当時ルネ・ダンジューが滞在したエクサン＝プロヴァンスにおいて発給されている。この任命状は、セネシャルの権限や地位よりも、ルネがボーヴォー本家に期待した責務や信頼の大きさを物語っている。

注目すべきは、ジャンへの任命背景の叙述から、前任者である兄ルイの在任中、アンジュー・セネシャル職と、同じくプロヴァンス伯領の行政長官職であるプロヴァンス・セネシャル職の兼任が試みられたことが分かる。

それから最近、余はプロヴァンス国のセネシャル職に、余のいとも親愛なる忠実な顧問官、侍従長である人物として、当時余のアンジュー国のセネシャルであったボーヴォー卿〔ルイ〕を任じた⁽⁶⁷⁾(以下、史料引用中の〔 〕内は筆者による補足)

ルネは1453年5月以降、改正アンジュー慣習法公布

(59) アンジュー公領北部に本拠地をもつクラン家は(註(21)参照)、この時期、王国レヴェルにおいても聖俗の高位官職を担う人間達を輩出した。アモリ4世・ド・クランは、1351年ポワトゥ、サントンジュ、アングーモワ、リムザンにおける国王代行官、1352-55年ラングドックにおける国王代行官を務め、1356年ポワティエの戦いに参加した(J. Favier, *Dictionnaire de la France médiévale*, Paris, 1993, p. 530, < CRAON (Amaury IV de) >)。アモリ4世の異母弟で、1355～1373年ランス大司教だったジャン3世は、1356年10月15日以来、エティエンヌ・マルセルの改革要求が掲げられたパリ全国三部会において、聖職者身分を代表した。『フランス大年代記』がこのことを伝える(Pierre d'Orgemont, *Chronique de Jean II 1350-1364*, Traduite de l'ancien français par N. Desgrugillers, Paleo, Clermont-Ferrand, 2003, p. 43)。また、ジャンの大司教在任中の1359年12月4日、イングランド王エドワード3世軍がフランス国王戴冠の地であるランスに迫ったが、ジャンによる情報収集の前に退却を余儀なくされた(B. Bove, *La guerre de cent ans*, Paris, 2015, p. 54; Minois, *La guerre de cent ans...*, p. 163.)。クラン家は、15世紀のボーヴォー家が果たしたアンジュー公とフランス王権の媒介としての役割を、14世紀中葉において果たしていたと考えられる。

(60) ボーヴォー家が世襲する直前には、ピエール・ド・ブレゼがアンジュー・セネシャルを担った。ピエールは1444年トゥールの平和・休戦交渉の時、仏側全権代表を務めるとともに、1449年シャルル7世によるノルマンディー再征服後、当地の大セネシャルに任命された。C. Port, *Dictionnaire...*, t. 1, p. 494-495.

(61) 以上、歴代の官職保持者については、Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 501-502.

(62) Matz, « Le duc en son apanage », p. 59.

(63) 巡回裁判集会の概要については、拙稿「ルネ・ダンジュー」, 10頁。

(64) 以下、通常裁判官の権限等については、Mathieu, « Des hommes... », p. 24 et 29; BB 2-2, p. 50-83.

(65) 巡回裁判集会の訴訟要録や判決は、貴族ないし聖職者の古文書のなかにわずかに伝わるのみである。よって、パリ高等法院のように継続・恒常的に裁判記録が残されたかどうかは不明であり、その可能性は低いと思われる。例えば、訴訟要録については15世紀初頭、シャトー・ゴンティエ〔Château-Gontier: 現マイエンヌ県シャトー＝ゴンティエ郡の郡庁所在地〕領主としてのアランソン公やアンジェの聖ヨハネ施療院〔現アンジェ市、メヌ河右岸〕等、聖俗の大貴族の古文書にわずかに伝わるのみである。Archives départementales de Maine-et-Loire, E 1459-1461, H 1HS. 224-225. それらはアンジュー公側の記録としてではなく、当事者側の備忘録として作成された。

(66) AN., P 1337, f° 11 v°.

(67) AN., P 1337, f° 11 v° : « Comme puis naguères nous ayons pourvue à l'office de senneschal de notre pais d'Anjou de la personne de Provence de la personne de notre très chier et féal conseiller et premier chambellan, le sire de Beauvau, lors senneschal de notre pais d'Anjou. » (二重取消線は記録集原本の記載通り)。引用中の「ボーヴォー卿」は、後の記述からルイ・ド・ボーヴォーであることが判明する。

前年の1462年2月まで公領を留守にしていた⁽⁶⁸⁾。一時期をのぞき、ナポリ再征服のため、長男のカラブリア公ジャンとともに地中海方面で活動した⁽⁶⁹⁾。そこで、ルネはイタリア出身ないしその子孫を顧問官に登用して、かれらとともに行動していた⁽⁷⁰⁾。例えば、エクサン＝プロヴァンスにおいて発給された慣習法改正委員会の設置状については、文書作成の場にシャルル・ド・シャティヨンという人物が居合わせた⁽⁷¹⁾。かれはトスカーナ出身の父の代から、アンジュー公に仕え、プロヴァンス伯領に所領を獲得したいわば移民二世であった⁽⁷²⁾。

こうして、アンジュー家領がフランス内外に分散し、所領毎に顧問官を現地調達しなければならない状況において、本領のアンジュー公領と目下の拠点であるプロヴァンス伯領のセネシャルを同一人物に託すことに、どのようなメリットがあったのだろうか⁽⁷³⁾。

冒頭で述べたようにブルゴーニュ公国等と同様にアンジュー公国においても、家領全体を管掌する制度導入の試みは、15世紀後半にわずかに確認されるにとどまる。このなかで、両セネシャル職の兼任が以後永続する措置としてなされたのかは慎重に考えねばならない。アラゴンからのナポリ奪還を目指したこの2度目の遠征に、ルネは、アンジュー・セネシャル任務をすでに20年強にわたり遂行し、十分に信頼の置けるルイ・ド・ボーヴォーを同行させた。そのうえで、目下の拠点であるプロヴァンスのセネシャルをルイに一時的に託したのではないか。ただし、ルイに関してはセネシャル任命状等の史料が伝来していないため、推測の域をでない。

いずれにせよ、両セネシャルの兼任は長続きしなかった。このことが、弟ジャンのアンジュー・セネシャルへの就任の背景となった。任命状の一部を引用する。

しかし、純粹かつ単純に任地の距離ゆえに、かれ〔ルイ・ド・ボーヴォー〕は二つのセネシャルの官職を良く維持することができず、それに従事し、そうしようと意図することもできなかった。よって、アンジュー国のセネシャル官職は放棄され、余の手のなかにある。この官職に、余に忠実で、このための十分な能力があり、適切な人物を補任する必要がある。以下のことを知らしめる。余はいとも親愛なる忠実なる顧問官で、侍従である弟のロシェット領主ジャン・ド・ボーヴォーのなかに、大いなる良識、勇気、慎重さ、思慮、誠実、相応しきがあることを経験より知り、これを考慮する者である。余は、かれが出ている家門の人々がアンジュー家の主要な奉仕者であったし、いまもそうであり、かれらは余のアンジュー家に対して、偉大かつ称賛すべき方法で大いに奉仕してきたことを考え、考慮し、同じく、ジャン・ド・ボーヴォーが過去において、多くの様々な方法で余になしてきた偉大なる称賛すべき友愛ゆえに、さらに先代達からジャン・ド・ボーヴォーまでの称賛すべき徳を、ジャンが愛ゆえにより良く継続し、これに従いながら、これをなすべきであることを希望する余は…⁽⁷⁴⁾

(68) 長期にわたる君主不在が公国統治に及ぼした影響については、拙稿「ルネ・ダンジュー」、8頁及び関連する注(59)～(62)を参照。

(69) 1454年9月、ジャンヌ・ド・ラヴァルとの結婚(二度目の結婚)のためアンジューに一時帰還している。Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 462-464. カラブリア公指揮下の軍事活動については、Girardot, « René d'Anjou... », p. 36; Ch. Ohnesorge, « Les ambitions et l'échec de la seconde maison d'Anjou (vers 1380-vers 1480) », dans N.-Y. Tonnerre et É. Verry [s. la. dir. de], *Les princes angevins du XIII^e au XV^e siècle. Un destin européen*, Rennes, 2003, p. 265-276, spécialement p. 275. カラブリア (Calabre [仏], Calabria [伊]) はイタリア半島南端に位置する。

(70) プロヴァンス伯領におけるルネの顧問官については、N. Coulet, « La noblesse provençale dans l'entourage du roi René », dans Coulet et Matz [réunis par], *La noblesse...*, p. 315-326.

(71) 以下は、設置状原本の折り返し (replet) 部分に関する記述である。Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 2, p. 287: « Et sur le replet desdites lettres: Par le roy, messire Jehan Huet, prothonotaire du saint siège apostolique, Karle de Castillon, seigneur d'Albaigne et autres présent. » Aubaigne は、現ブッシュ＝デュ＝ローヌ県オバーニュ郡の郡庁所在地。

(72) ルネに奉仕したシャティヨン一族については、Coulet, « La noblesse provençale dans l'entourage du roi René », p. 315-317, 323.

(73) 両セネシャルの兼任の事実を指摘している先行研究として、Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 1, p. 501-502; Favier, *Le roi René*, p. 490.

(74) AN., P 1337, f° 11 v°: « ... il ne pouvoit bonnement tenir les deux offices de senneschalx ne à iceulx vacquer n'y entendre pour la distance des lieux à purement et simplement resigné en noz mains ledit office de senneschal de notredit pais d'Anjou. Pourquoi nous est besoing de pourveoir audit office de personne à nous féable et à ce suffisant et ydone. Savoir faisons que nous considerans les grans sens, vaille[a]nce, discrepcion, prudence, loyaulté et suffisance que savons pe[a]r experiance estre en la personne de notre très chier et féal conseiller et chambellan, Jehan de Beauvau, seigneur ded. Rochette, son frère, et regart et consideration que ceulx de la maison dont il est yssu ont esté et sont principaulx serviteurs de notre maison d'Anjou en laquelle ils ont servi moult grandement et louablement, et aussi pour les grans et recommandables amités que nous a ja faiz ledit Jehan de Beauvau en plusieurs et diverses manières par le passé, et espérans que faire doyt pour l'amour en continuant de bien en mieulx en ensuivant les louables services vertuz de ses prédécesseurs à iceluy Jehan de Beauvau, ... ». (二重取消線は記録集の記載通り)

これに続いて、ルネはジャンをアンジュー・セネシャルに任命している。なお、この時、兄ルイはプロヴァンス・セネシャルにとどまった⁽⁷⁵⁾。

当時、国王ないし諸侯が発給した官職任命状においては、被任命者の勇敢さや経験、学識、人柄等への言及が多くなっていくことが指摘されている⁽⁷⁶⁾。このことは、一般的には、家門の由緒や地位、財力ではなく、官職に付属する職務を果たすことのできる専門性を鑑みて、人選が行われたことの表れとされる⁽⁷⁷⁾。これに対して、引用部分ではジャンの信用に値する「良識」や「誠実」の後に、当時の同類型の史料の傾向とは対照的に、ジャンの所属家門について言及され、家門メンバーによるこれまでの奉仕が称賛されている。

これらの点を踏まえるならば、実質的には世襲というかたちでなされたこのセネシャル人事に関しては、ジャ

ン個人とともに、ボーヴォー家のそれまでの貢献が考慮されたことは明らかであろう。この称賛が、同時期にルネに仕えた分家のプレシニー卿までを含むか否かは、文言からは判断できない。しかし、「称賛すべき徳を継続し」という文言からは、ルネがボーヴォー一族の、少なくとも本家メンバーに抱いた期待や信頼の大きさをうかがい知ることができる。

その一方で、任命状は、アンジューとプロヴァンスの距離が、いかに忠実な筆頭顧問官とはいえ、ルイ・ド・ボーヴォーに過酷な業務を要求していたことを暗示している。法体系の違い、つまりアンジューの慣習法とプロヴァンスの成分法の違い等も、貴族身分に属するルイの活動の妨げとなったことは想像にかたくない。この任命状には、広く分散した所領からなる諸侯国統治に対するルネの苦悩もまた、その影を落としているように思われる。

(75) 具体的な活動については、掲載予定の次号 II-〔3〕、III-〔2〕。

(76) アンジュー公領官職に関して、これと年代の近い任命状の一つとして、1467年10月30日付のグラン・ジュール長官の任命状は、被任命者ジャン・ド・ラ・ヴィニョルの「良識、学識、現状認識と良き経験」(« sens, littérature, science et bonne expérience »)に言及する(任命状は Lecoy de la Marche, *Le Roi René...*, t. 2, p. 323-325 所収)。

(77) Bove, *La guerre de cent ans*, p. 230.